求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止方針

弁護士法人東京パブリック法律事務所

はじめに

当事務所は、当事務所でのハラスメント防止規程に基づき、応募者や応募を考えている方、説明会・事務所訪問・インターンシップに参加する方、採用の内定を受けた方（実習生・司法修習生の方を含む。以下「求職者等」といいます。）が安心して求職活動等を行えるよう努めています。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

当事務所の所員による性的な言動により、求職者等の求職活動等を阻害するものをいいます。

当事務所の求職者等に関するルール

所員は、求職活動等又は採用に関して求職者等と面談し、又は連絡を取るときは、面談や連絡の方法、場所、人数、時間帯、公式の場かどうか、従前からの私的な関係の有無にかかわらず、次のとおりとします。

- 性的な言動をしません。
- 性的な事柄や恋愛・交際の状況を尋ねません。
- 採用や評価への影響をほのめかして、交際その他の個人的な関係を求めません。
- 誘いや求めを断ったことを理由に、採用その他の取扱いで不利益に扱いません。

当事務所の相談窓口

当事務所は、採用活動等に関する求職者等のご相談を受け付ける窓口を設けています。

ご不安やお気づきの点がございましたら、下記の相談窓口までご相談ください。

相談者のプライバシーは保護され、相談窓口への通報・相談が当事務所の選考・合否結果に影響することは一切ございません。

相談があった場合には、当事務所内で速やかに事実関係を確認のうえ適切な措置を講じるとともに、再発防止のための必要な対応を行います。

- ハラスメント対策委員会窓口：harassment@t-pblo.jp

当事務所における取り組み

当事務所は、次の取り組みを行います。

- この方針により事務所の姿勢を明確にし、所員に周知・啓発します。
- 当事務所における「ハラスメント防止規程」を策定し、全ての所員を対象とするハラスメント防止研修を、定期的に実施します。
- ハラスメント防止のための専用の相談窓口を設置します。